

BIMビルメン FUKUOKA

業界のタイムリーな情報をお手元に

9

2019 : Issue 309

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号（藤田ビル2F）
TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>



『コロコロパクパクおそうじロボット』

箱崎小学校 6年 平野 涼さんの作品
2018年度（第24回）都市ビル環境の日
第11回「子ども絵画コンクール」優秀賞



撮影者：たかちゃん contents：みたま祭 location：福岡県護国神社

ビルメン FUKUOKA ①

ビルメン再起動への 会長伝言板

公益社団法人
福岡県ビルメンテナンス協会
会長 金子 誠



ニッポン・ビルメン流“オモテナシ”

8月9日、福岡県協会「労働安全衛生大会」を開催しましたところ、安全意識の高い会員多数の参加を頂き有意義な大会にすることができました。会員企業安全管理担当者、主管の労働福祉委員会、協力関係団体の役員各位には格段のご尽力を賜り感謝申し上げます。

なぜ福岡県協会の安全大会は真夏に開催するのか？……その同じ時に私たちの現場従事者は酷暑の中、大汗をかいて仕事に就いています。私たち管理者もその苦勞に寄り添いながら安全を考えようとの趣旨です。今夏も熱中症による死亡者は全国で100名以上となりましたが、福岡県下ビルメンテナンス従事者5万人に熱中症重篤被災者は発生していない旨、労働局安全専門官より報告頂きました。残暑も続きますが、爽風吹く初秋まで、後ひと踏ん張りです。

=====

国家的イベントの東京オリンピック・パラリンピック開催まであと1年を切りました。私たちビルメンテナンス業界も、このイベント運営に自分の持分を発揮して貢献しなければならないでしょう。問題は既に、連日報道で取り上げられている“真夏の競技”環境のリスクです。私たちの現場従事者もこの熱中地獄から守り通さなければなりません。

◆2019年「都市ビル環境の日」シンポジウム◆

本年テーマは、オリンピックイヤーを迎えるにあたって「大規模イベントにおけるビルメンテナンス業の役割」と定め、いま都市ビル環境の日部会にてその準備を進めています。もう百年以上も前にありますが、酷暑のストックホルム大会において、我が国の金栗四三マラソン選手は暑さでレース途中で倒れます。その彼を介抱したのは沿道のスウェーデン国民でした。

2019年(第25回)
都市ビル環境の日

令和元年

10/4(金)

テーマ 大規模イベントにおけるビルメンテナンス業の役割

～オリンピックイヤーを迎えるにあたって～

- | | | |
|------------------|----|---|
| Ⅰ. クリーンアップ
福岡 | 時間 | 9:30～11:00 |
| | 場所 | 福岡県下主要都市中心部及び会員受託物件の周辺 |
| | 行事 | 公共施設の清掃及びごみ収集 |
| Ⅱ. シンポジウム | 時間 | 14:00～16:30 |
| | 場所 | あじびホール
(福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル8階) |
| | 行事 | ①第12回子ども絵画コンクール表彰式
②基調講演(準備中) |



(一社)九州建築物環境センター 第54回定時総会開催

報告者 株式会社 大川ビル管理 古賀 孝



令和元年7月4日(木)、(一社)九州建築物環境センターの第54回定時総会が那覇市のノボテル沖縄那覇にて開催されました。

総会は15時より開会の辞に始まり、会長挨拶、開催地県協会長挨拶、来賓挨拶と続き、議長団および議事録署名人が選出され審議に入りました。

審議事項は

- ①平成30年度事業報告(案)承認の件
- ②平成30年度収支決算報告(案)並びに監査報告承認の件
- ③2019～2020年度理事及び監事の選任についての件の3議案が上程され、慎重審議の元、すべて滞りなく可決承認されました。3号議案の新理事及び監事の選任においては、理事13名・監事2名が選出され新役員の15名が紹介されました。また、同センターの事業や運営に貢献された4名が表彰され、次に労働災害収支改善優良として(一社)沖縄県ビルメンテナンス協会が表彰されました。

総会後は、同ホテルにて懇親会が開催されました。開催地・沖縄県の風土色ゆたかな産物や催しで大いに賑わうなか、これからのビルメン業界について他県の方々と語り合う良い機会となりました。

翌日はゴルフ組・観光組・帰途組と分かれ、初めての沖縄である筆者は観光組となり、「ひめゆり平和祈念資料館」を訪ね、貴重な資料を大変感慨深く拝見できました。

この度、福岡県協会より選出された代議員の皆さま、ご多忙の中、ご出席頂きありがとうございました。



第13回 ビルメンテナンス青年部 「西日本サミットIN 京都」開催

第13回ビルメンテナンス青年部西日本サミットIN京都 西日本サミットの再構築 ～新たな未来への第一歩～

〔報告者〕 永田貴司 株式会社 朝日ビルメンテナンス

6月13日(木)、京都において第13回ビルメンテナンス青年部「西日本サミットIN 京都」が開催されました。福岡県協会からは、来賓として金子会長にもご参加いただき、青年部から野田部長をはじめ総勢8名で参加しました。

全国的に梅雨の走りの時期でしたが、当日の京都は晴天に恵まれ、気温は30度近くにもなり、汗をかきながら会場に向かいました。新幹線を降りると京都駅内にたくさんの人が集まっており、何事かと近寄ってみると、なんと!上皇様がお見えになっておられました。皆で釘付けとなってお尊顔を拝し、何とも縁起の良いスタートとなりました。

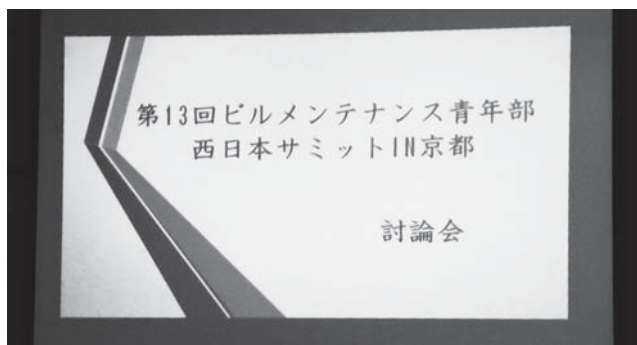


サミットは、まず開会宣言、主催者挨拶があり、その後、来賓挨拶を述べられた金子会長から、「労働集約産業の終焉、明日のビルメンを考える対話の会で見てきたもの、地方中小ビルメンの生き残りの道とは?」という演題で講演をいただきました。恒常化する人手不足問題と、働き方改革のインパクト、また、後継者の枯渇問題など、現在、また近未来のビルメン業界全体が抱えるリスクとして、真剣に考え



せられるテーマに、参加者一同真剣な面持ちで話を聞いておりました。

大会式典が終わった後は、いよいよ本題の『西日本サミットの再構築!討論会』が行われました。いつもの様に、ただ座って講演を聞くというのではなく、『西日本サミット開催目的とは……?』『西日本サミットの目指す開催内容は?』という2つのテーマでパネルディスカッションと、9グループに分かれてのグループディスカッションが行われました。これまでのサミットは、講演者の話をじっと聞くというスタイルが多かったと記憶しています。今回の様なディスカッション形式にする事により、各自それぞれが考え、意見を出





し、グループ内での答えを導き出し、その出した答えを全員の前で発表・伝えるという、正に全員参加で行う素晴らしいものでした。

パネルディスカッションでは、我が福岡の野田青年部長がパネラーとして登壇し、現状の西日本サミ



トの開催目的、また、今後目指す開催内容などについて、ご自身の意見を発表しました。

グループディスカッションでは、各グループ毎に、簡単な自己紹介からはじまり、今後よりよい西日本サミットにして行くにはどうしたらよいのか？という共通のテーマで約2時間という時間でしたが話し合いが持たれました。日頃なかなかお会いする機会のない各地の青年部の方々と、同じテーマで話し合いをする中で、より親密になり絆が深まったと思います。今後の西日本サミットについては、“場所を統一して開催”や、“事前にテーマを決めて、それぞれ意見を持ち寄って開催する”など、とても熱い意見が飛び交いました。

＊

サミットの後は、お待ちかねの懇親会です。京都ならではの美味しい食事・お酒を堪能し、更なる親睦を深める事が出来ました。

今年は秋に、名古屋にて全国大会が開催されます。去年は我々がアテンドとして福岡で開催しました。今年は名古屋で、更なる熱い大会となる事でしょう。青年部みんなで参加しましょう！

講習会のお知らせ

病院清掃従事者研修

■研修目的

「医療法」では、医療機関が清掃業務を外部に委託する場合の基準が規定されており、その中で従事者研修の計画的・定期的な実施が定められています。病院清掃の従事者は、病院の特殊性に対応した病院清掃の考え方についても理解しておく必要があります。本研修では、病院清掃に従事する方々を対象に、快適な病院環境を提供するための研修を実施します。

◎開催日時

令和元年10月3日(木) 9:00～17:00

◎会場

ももちパレス

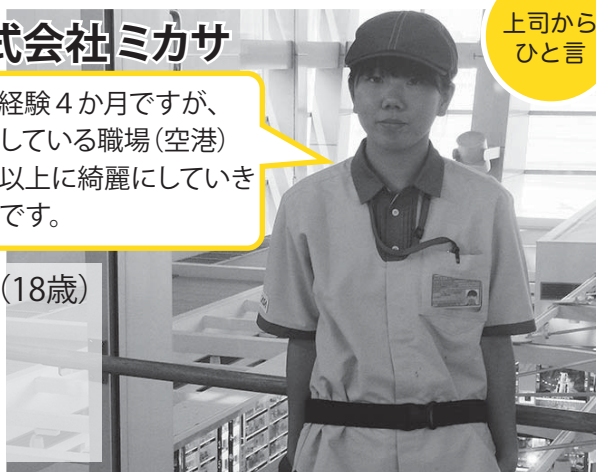
＊申込締切は、9月24日(火)まで
協会事務局到着分です。



株式会社ミカサ

まだ経験4か月ですが、
従事している職場(空港)
を今以上に綺麗にしていきたいです。

- ・入江 愛果 さん(18歳)
- ・勤続年数:4か月
- ・趣味:車磨き
- ・特技:卓球



上司から
ひと言

我が社の「清掃部門」で初めての「新卒」として入社し、4か月が経過しました。周りは「おじさん・おばさん」ばかりで「馴染めるか？」と心配でしたが、屈託のない笑顔と愛嬌、超積極的な性格も相まって今や空港事業所に欠かせない存在となっています。我が社には他に10代が2名います。将来は彼女も含め、会社の中心として活躍し、清掃のイメージを変えていってほしいと大いに期待しています。

時間外労働の上限規制が導入されます!!

シリーズ⑥

※以下、8月号のcheck point ①～⑤のポイントを全て守るための労働時間管理の方法を確認します。

労働時間管理の実務イメージ 時間外労働・休日労働が月80時間を超える月があるケースについて

具体的な数字を用いて、今回の法改正に対応した労働時間管理の実務をみていきます。

Step 1 時間外労働、休日労働について36協定を締結します

- ◆ まずは上限規制の内容に適合した 36 協定を締結します。以下では、36 協定で次のような内容を締結したケースについて、具体的な実務内容を見ていきます。

36協定の対象期間	2021年4月1日～ 2022年3月31日	特別条項	特別条項の有無(臨時的な特別の事情がある場合には、時間外労働が月45時間を超えることができる)	有り
時間外労働の原則となる上限	月45時間 年360時間 …… (A)		特別条項の回数	年6回 …… (C)
法定休日労働の回数、始業・終業時刻	月3回 8:30～17:30 …… (B)		特別条項における年間の時間外労働の上限	年680時間 …… (D)
			1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数の上限	85時間 …… (E)



以下について、それぞれ法律で定める上限の範囲内にしなければなりません。

(A) ▶ 月45時間以内、年360時間以内 (C) ▶ 年6回以内 (D) ▶ 年720時間以内 (E) ▶ 月100時間未満

Step 2 毎月の時間外労働、休日労働の時間数と、その合計を把握します

- ◆ 各労働者ごとに労働時間を把握し、1日8時間・1週40時間を超える時間外労働、休日労働の時間数と、その合計を把握します。

	2021 /4	2021 /5	2021 /6	2021 /7	2021 /8	2021 /9	...
時間外労働	80	60	45	35	35	80	← (A)の時間(45時間)を超えることができるのは年6回まで
休日労働		20	15	10			← (B)の回数・時間を超えることはできない
合 計	80.0	80.0	60.0	45.0	35.0	80.0	← (E)の時間(85時間)を超えることはできない

Step 3 年度(=36協定の対象期間)における ✓ 時間外労働が月45時間を超えた回数(特別条項の回数) ✓ 時間外労働の累積時間数を把握します

- ◆ Step 2 で把握した時間外労働時間数をもとに、年度(=36協定の対象期間)における特別条項の回数と時間外労働の累積時間数を把握します。

①月45時間を超える回数の累計値を算出

	2021 /4	2021 /5	2021 /6	2021 /7	2021 /8	2021 /9	...
時間外労働	80	60	45	35	35	80	
休日労働		20	15	10			
★累計値(年度累計)	↓	↓				↓	
特別条項累計回数	1	2	2	2	2	3	

特別条項の累計回数は(C)の回数(6回)以内

②時間外労働の累計値を算出

	2021 /4	2021 /5	2021 /6	2021 /7	2021 /8	2021 /9	...
時間外労働	80	60	45	35	35	80	
休日労働		20	15	10			
★累計値(年度累計)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
時間外労働時間数	80	140	185	220	255	335	

時間外労働の累計時間数は

(D)の時間(680時間)を超えることはできない

<※月80時間を超えないような事業場においては、Step4、Step5の②の管理は不要です>

Step 4 毎月の時間外労働と休日労働の合計時間数について、2～6か月の平均時間数を把握します

- ◆ Step 2 で把握した時間外労働と休日労働の合計時間数をもとに、2か月平均、3か月平均、4か月平均、5か月平均、6か月平均を算出します。

✓ 例えば、2021 年 9 月については、前月までの実績をもとに以下のように 2～6 か月平均を算出します。

	2021 /4	2021 /5	2021 /6	2021 /7	2021 /8	2021 /9
時間外労働	80	60	45	35	35	80
休日労働		20	15	10		
合 計	80.0	80.0	60.0	45.0	35.0	80.0

算定期間	
2 か月平均	⇒ 57.5 …8～9 月の平均
3 か月平均	⇒ 53.3 …7～9 月の平均
4 か月平均	⇒ 55.0 …6～9 月の平均
5 か月平均	⇒ 60.0 …5～9 月の平均
6 か月平均	⇒ 63.3 …4～9 月の平均

✓ 同様に、他の月についても 2～6 か月平均を算出するため、全ての月について、隣接する 2～6 か月の平均が 80 時間以内となるように管理しなければなりません。



前年度の 36 協定の対象期間の時間数についても 2～6 か月平均の算定時間に含みます。

例えば、今回のケースで 2021 年 4 月について計算するためには、直前の 5 か月分（2020 年 11 月～2021 年 3 月）の実績も必要です。

	2020 /11	2020 /12	2021 /1	2021 /2	2021 /3	2021 /4
時間外労働	45	45	30	20	45	80
休日労働		10				
合 計	45.0	55.0	30.0	20.0	45.0	80.0

算定期間	
2 か月平均	⇒ 62.5 …3 ～4 月の平均
3 か月平均	⇒ 48.3 …2 ～4 月の平均
4 か月平均	⇒ 43.8 …1 ～4 月の平均
5 か月平均	⇒ 46.0 …12～4 月の平均
6 か月平均	⇒ 45.8 …11～4 月の平均

※ビルメン FUKUOKA4 月号 7 ページの「POINT3」のとおり、経過措置の期間については上限規制が適用されないため、2～6 か月平均の算定に含める必要はありません。

Step 5

Step 1～Step 4 で把握した前月までの実績をもとに、当月における時間外労働時間数と休日労働時間数の最大可能時間数を把握します。

◆ Step 2～Step 3 で把握した時間外労働、休日労働の時間数や合計数などをもとに、当月における①時間外労働②時間外労働＋休日労働の合計の最大限可能となる時間数を把握します。

①時間外労働の可能時間数

当月の時間外労働の可能時間数を、以下の手順で算出します。



✓ 例えば、今回のケースにおいて、2021 年 10 月、2022 年 2 月について、①の数値は以下のとおり算出します。

	2021/4	2021/5	2021/6	2021/7	2021/8	2021/9	2021/10	2021/11	2021/12	2022/1	2022/2	2022/3
時間外労働	80	60	45	35	35	80	70	45	75	70	40	40
特別条項累計回数	1	2	2	2	2	3	4	4	5	6	6	6
時間外労働累計	80	140	185	220	255	335	405	450	525	595	635	675

(2021 年 10 月)

- 9 月までに特別条項を 3 回使っているため、10 月初時点での特別条項の残回数は 3 回
- 年の上限 680 時間－9 月までの累計 335 時間＝345 時間となり、月の上限値 85 時間を上回っています。したがって、パターン (ア) となり、10 月の時間外労働の上限は 85 時間となります。

(2022 年 2 月)

- 1 月までに特別条項を 6 回使っているため、3 月初時点での特別条項の残回数は 0 回
- 年の上限 680 時間－1 月までの累計 595 時間＝85 時間となり、月の時間外労働の原則上限値 45 時間を上回っています。したがって、パターン (ウ) となり、2 月の時間外労働の上限は 45 時間となります。

②時間外労働＋休日労働の可能時間数

当月の時間外労働＋休日労働の可能時間数を、以下の手順で算出します。

(i) 前月～5 か月前までの合計をもとに、月平均 80 時間以内となる当月の時間数を計算します。

$$N \text{ か月平均が } 80 \text{ 時間以内となる時間外労働} + \text{休日労働の当月時間数} = N \times 80 - \text{前 } (N-1) \text{ か月分の累計時間数}$$

※ N は 2～6 (か月) の 5 通りとなります。

(ii) (i) で計算した数値の最小値と、月の時間外労働＋休日労働の上限 (今回のケースでは (E) の 85 時間) のいずれか小さい数値が、当月の可能な時間外労働＋休日労働の時間数となります。

✓ 例えば、今回のケースにおいて、2021 年 10 月について、②の数値は以下のとおり算出します。

(i) 上記の式に従って、右表の数値を算出します。

	2021/4	2021/5	2021/6	2021/7	2021/8	2021/9
時間外労働＋ 休日労働の合計	80.0	80.0	60.0	45.0	35.0	80.0

2 か月平均 80 時間以内となる時間	80.0
3 か月平均 80 時間以内となる時間	125.0
4 か月平均 80 時間以内となる時間	160.0
5 か月平均 80 時間以内となる時間	180.0
6 か月平均 80 時間以内となる時間	180.0

(ii) 右表の最小値 (80 時間) と上限値 (今回のケースでは (E) の 85 時間) のうち、小さい方の数値、つまり 80 時間となります。

◆ 上記①、②の範囲内に収まるように、日々の労働時間を管理します。

会員に関する各種変更のお知らせ



有限会社 オーオカ

■変更事項 ①代表者②協会担当者の役職名

■変更日 令和元年8月1日

【新】①代表取締役 大岡 久晃

【旧】①代表取締役 大岡 学

【新】②代表取締役 大岡 久晃

【旧】②取締役営業部長 大岡 久晃



株式会社 ビルドヒューマニー

■変更事項 ①社名変更②代表者
③協会担当者の役職名

■変更日 令和元年8月23日

【新】①株式会社 ビルドヒューマニー

【旧】①株式会社 サンコーライフサポート

【新】②代表取締役社長 甲斐 始

【旧】②代表取締役 橋本 一郎

【新】③代表取締役社長 甲斐 始

【旧】③上席執行役員 甲斐 始

日本管財株式会社 九州本部

■変更事項 住所・電話番号・FAX番号

■変更日 令和元年8月26日

【新】〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-1-23

サニックス博多ビル5階

TEL.092-433-6370 FAX.092-433-6371

【旧】〒810-0001 福岡市中央区天神1-14-16

福岡三栄ビル2階

TEL.092-718-1270 FAX.092-718-1280

青年部新入会員紹介



株式会社 旭商会

取締役部長 古田 祥吾

所在地

福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル

TEL 092-721-8321

FAX 092-712-3859

入会年月 令和元年8月

9月

行事予定

5	木	清掃作業従事者研修 基礎コースⅠ (久留米会場) 於: 久留米地域職業訓練センター
12	木	清掃作業従事者研修 基礎コースⅠ (飯塚会場) 於: 飯塚市立岩交流センター
24	火	14:00~ 第113回理事会 於: 県協会会議室
25	水	15:00~ 都市ビル環境の日 部会 於: 県協会会議室

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申込みは、該当週の水曜日まで)

9月

各地の主な催し

【福岡地区】

12日 宮崎宮放生会<~18日> (福岡市東区)

13日 (予定) 二日市温泉と天拝山観月会 (筑紫野市)

21日 太宰府天満宮神幸式大祭<~25日> (太宰府市)

21日 宮地嶽神社秋季大祭<~23日> (福津市)

下旬 おおの山城大文字まつり (大野城市)

【北九州地区】

上旬 夢二まつり (北九州市八幡東区)

上旬 貴船神社風鎮祭 (行橋市/行事)

中旬 合馬神楽 (北九州市小倉南区)

中下旬 古代の杜の観月コンサート「雅」 (遠賀町)

【筑豊地区】

8日 中山不動尊 (秋季大祭) (鞍手町)

22日 土師老松神社秋祭り (桂川町)

25日 宮永万年願踊り (宮若市)

29・30日 大分八幡宮放生会 (飯塚市)

【筑後地区】

15日 花火動乱蜂〔県無形文化財〕 (久留米市)

23日 五條家御旗祭 (八女市黒木町)

24日 うそ替えまつり<~25日> (大牟田市)

25日 銭太鼓踊りと瓢箪廻し (大牟田市)

<2019年度6月分> 労働災害発生状況

Report 労働福祉委員会調査

■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	3	4	3					
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	23
人	2			6	2	1	2	

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	合計
人				2	3	7	11	23

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	8	4	3	5	3			23